

豊中市スポーツ施設情報システム運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市スポーツ施設情報システム規則（平成27年豊中市規則第65号。以下「システム規則」という。）第17条の規定により、情報システムの利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(登録申込みの受付)

第2条 システム規則第4条第1項による提出は、各々の指定管理者が設置する窓口において業務日に行う。

(抽選の申込み)

第3条 システム規則第11条第1項によるコンピュータ抽選の申込期間は毎月1日の午前5時から毎月10日の午後11時59分までとし、同条同項による決定は毎月11日に行う。

2 第1項の抽選は、ふれあい緑地少年野球場については幼児、児童又は生徒（高校生を除く。）によって構成される団体のみが、申し込むことができる。

(申込みの制限)

第4条 前条による抽選の申込みは、利用者登録カード1枚につきグループ化されたスポーツ施設（屋内体育施設、庭球場、野球場、少年野球場、グラウンドを各々1つのグループとする。）については、4区分（2時間の倍数の時間を1区分とする。）を上限とする。

2 空き区分（前条第1項による決定後において申込みが可能な区分をいう。以下同じ。）の使用承認の申込み回数は、制限しない。

3 情報システムによる使用承認の申込みは、スポーツ施設については使用日当日に行うことができない。

4 各庭球場の情報システムによる使用承認の申込みの際、使用するコートを指定することはできない。

(抽選の確定方法)

第5条 システム規則第11条第1項によるコンピュータ抽選は、スポーツ施設をグループ化した抽選単位（前条第1項に規定するグループ化されたスポーツ施設の例による。）の中で抽選申込者の順位付けを行い、その順位の高い者から順番に当選を確定していく方式とする。

2 前項により当選する回数は、スポーツ施設については4回を上限とする。

(考慮期間)

第6条 システム規則第12条第1項第1号に定める考慮期間は、毎月12日の午前5時から16日の午後11時59分までの間とする。

(使用の承認)

第7条 空き区分の使用承認申込みに対する承認は、当該申込み後から使用日の前日の午後11時59分までの間に随時行う。

(使用承認後の取消し)

第8条 使用承認後の取消しは、使用日の当日まで行うことができる。

(口座振替)

第9条 システム規則第14条第3項により定める事項は、次の各号に定める

とおりとする。

- (1) 口座振替できる金融機関 豊中市指定金融機関及び豊中市指定代理金融機関である株式会社池田泉州銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社りそな銀行及び北おおさか信用金庫とする。
- (2) 口座振替に必要な書類 豊中市体育施設使用料預金口座振替利用書とし、システム規則第4条第1項による利用者登録申込書に添えて提出しなければならない。
- (3) 第1回口座振替日 使用料の第1回口座振替日は、使用日の属する月の翌月16日とし、口座振替ができなかった使用者については、市が使用料の入金を確認できるまで、システムでの使用を停止する。ただし、その日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日とする。
- (4) 第2回口座振替日 第1回口座振替日の翌月の16日を第2回口座振替日とする。ただし、その日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日とする。
- (5) 納付期限 使用料の納付期限は、前号と同日とする。
- (6) 督促 第4号の第2回口座振替日に口座振替ができなかった使用者については、納付書を添えて督促し、使用者は、納付書により現金で納付するものとする。
- (7) 口座振替領収書 口座振替に係る領収書は、発行しない。

(登録の廃止)

第10条 システム規則第9条第1項に定める届出のほか、登録者は、情報システムを操作することにより登録を廃止することができる。

(その他)

第11条 前各条に定めるもののほか、情報システムの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。